

2027年国際園芸博覧会
福山市出展総合プロデュース・広報業務委託仕様書

1 業務名

2027年国際園芸博覧会 福山市出展総合プロデュース・広報業務委託仕様書

2 業務の目的

本業務は、2027年国際園芸博覧会（以下「GREEN×EXPO 2027」という。）への出展を通じ、「ばらのまち福山」のブランド価値を国内外に発信することを目的とする。

本業務では、第20回世界バラ会議福山大会2025のレガシーを継承しつつ、GREEN×EXPO 2027における屋内展示及び広報活動を一元的にプロデュースすることで、出展効果の最大化を図る。

3 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

4 業務実施場所

本業務における実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 福山市市民局まちづくり推進部ばらのまちづくり課（福山市東桜町3番5号）
- (2) 受注者の所在地
- (3) 発注者が指定した場所

5 出展内容

本業務の業務内容について、発注者が予定する出展・実施予定業務は次のとおりであり、本業務は(1)のプロデュース及び(2)の実施に向けた支援業務とする。なお、出展時期・内容は変更の場合がある。

(1) 屋内出展

2027年（令和9年）5月8日から同年5月16日まで

※ 出展区画の貸渡しは5月6日から、原状回復・返還は5月17日まで。

(2) イベントスペース利用

2027年（令和9年）5月8日から同年5月9日まで

※ 折りばらの作成ワークショップを予定。対応人員は発注者が手配する。

6 業務内容

受注者の業務内容は次のとおりとし、発注者と協議を行いながら、これを履行する。

(1) 出展コンセプト及び空間演出計画の策定

- ・本市が別に示す【屋内出展】出展計画書（以下「出展計画」という。）に基づき、GREEN×EXPO 2027のテーマ「幸せを創る明日の風景」、本市の「ばらを通じて平和を願う」ストーリー及び世界バラ会議福山大会のレガシーを融合させ、本市のブランドを国内外に発信可能な出展コンセプト・空間演出を詳細に構築すること。
- ・展示における花きの使用箇所を明示し、その種類・内容・仕立ての方針を明らかにすること。なお、世界バラ会議福山大会記念ばら「キャンディーローズフクヤマ」の活用を必ず盛り込むこととし、併せて市長賞受賞ばら「雨ニモマケズ・ばらのまち福山」、「ふくやまと名の付くばら」及び「ピース」の3種類のばらの内、一部又は全部の活用を盛り込むこと。また、ばらを引き立てる花材の活用方針の設計を行うこと。

- ・屋内出展ブース（2027 年（令和 9 年）5 月 8 日～16 日出展）の実施設計を行うこと。なお、出展区画は透水性コンクリート舗装の土間渡しであり、床面へのアンカー施工等は不可であること、隣接する他自治体区画や来場者の動線（スムーズな人流）に配慮した空間設計とすること、展示区画内通路に段差が生じないようにすること（アクセシビリティ対応）、夜間開館時（土・日・火・水・金曜日は 20:30 閉館、月・木曜日は 18:00 閉館予定）の鑑賞に配慮した照明・演出設計とすること等、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「園芸博協会」という。）から提示される条件を前提とすること。
 - ・空間演出に伴い想定される電気・水の使用量を算出し、発注者へ提示すること。
 - ・会期中の人員配置、来場者対応等に関する詳細な運営マニュアルを作成すること。
 - ・屋内出展に必要な什器について、園芸博協会が指定する推奨事業者からのレンタル品（什器・備品等）の借入を検討し、2027 年度の契約に向けた事前の調整・仮手配等の支援を行うこと。
- ※園芸博協会が示す各種規定・マニュアルを遵守し、必要な申請書類（案）の作成代行を含む。
 なお、園芸博協会との協議・調整に伴う設計・デザイン等の修正作業は、園芸博協会の最終承認が得られるまで本業務の範囲内（委託料の範囲内）で行うこと。

【提案事項】

- ・本市の歴史・文化的背景を効果的に演出するため、園芸博協会が定める PR 面積の制限（文字情報やパネル展示の面積上限等）を厳守した上で、本市の特産品（福山産デニム等）や伝統工芸品（備後絣、福山琴等）を、装飾素材や什器等として空間に自然に調和させる提案を行うこと。

(2) 屋内展示用造作物等の制作・調達

- ・出展計画及び(1)実施設計に基づき、ブース内で使用する什器、展示パネル、装飾品等を制作すること。
- ・展示パネル等の掲示物については、国際博覧会であることを踏まえ、日本語に加えて多言語（英語等）に対応した表記とすること。ただし、PR 面積の指定を踏まえ、表記を行う事物については、事前にその範囲を発注者と協議すること。
- ・2026 年度内に発注者が指定する場所（受注者の作業場・倉庫等を含む）において納品・検収を受けられる仕様・構造とすること。なお、検収完了後における成果物の引き渡し及び管理に関する細部条件については、発注者と別途協議の上で定めるものとする。
- ・搬入・設置・撤去が容易な構造とし、再利用可能な素材を優先的に選定するとともに、展示終了後の廃棄処分（原則持ち帰り）を見据え、廃棄コストを極小化できる素材選定および分別容易な構造とすること。
- ・造作物等の制作にあたっては、2027 年度に別業務等においてスムーズに搬入・設置・撤去・梱包を行えるよう、部材ごとのナンバリングや施工手順・構造を明確化（マニュアル化）し、発注者に説明すること。
- ・造作物等は仮組み確認・動作テストを行い、写真付きの確認報告書（梱包・部材チェックリストを含む）として提出すること。

(3) 屋内展示用花きの調達・開花調整

- ・出展計画及び(1)実施設計に基づき、ブース内で使用する花きを調達し、2027 年 5 月 8 日から会期に合わせた展示用花き（ばら等）の育成、開花調整、生育管理を行うこと。
- ・‘キャンディーローズフクヤマ’、‘雨ニモマケズ・ばらのまち福山’及び‘ピース’については、発注者から 2026 年冬期に接ぎ木した苗（大苗相当）を契約締結後速やかに提供する。受注者は引渡し直後から契約終期まで、責任を持って適切な肥培管理、冬期の休眠・剪定管理、

生育管理及び開花調整を行うこと。当該苗のポットは6号鉢程度であるものとし、必要に応じて展示のための植替えを行うこと。なお、天災等の不可抗力により支給した苗が枯死等した場合の代替措置（再支給や代替品種での対応等）については、発注者・受注者協議の上で決定するものとする。

- ・本市の出展期間中、花きの開花状況に応じ、バックヤードから順次入替を行うことから、展示苗の予備数を確保すること。
- ・なお、本業務において策定する運営マニュアル等における会期中の維持管理計画の策定にあたっては、園芸博協会の参加ガイドライン（第10章-10 展示されている植物及び緑地の保守管理、病害虫の発生防止等）を遵守し、病害虫が発生しにくい対策を盛り込むこと。また、農薬・肥料等を使用する場合の事前申請等の手続きについても、発注者等が円滑に実行できるよう手順を整理しておくこと。

【提案事項】

- ・苗の取扱いに関しては、契約直後の引渡しから2027年5月の出展期までを見据え、受注者の専門的知見に基づいた最適な育成・冬越し・開花調整及び流通プロセスについて、一体的な実施計画を提案すること。なお、2027年度（令和9年度）に発生する費用（4月以降の維持管理・現地運搬費等）については本契約の対象外とし、後述の参考見積書（ライフタイムコスト）として提出すること。
- ・天候不順や病害虫の影響等により、指定されたばらの開花調整が会期に適合しない、あるいは展示品質を満たさない万が一の事態に備え、代替花材の選定やリカバリー策を含む維持管理リスク低減策を提案に含めること。

(4) プロモーション動画の制作

- ・「GREEN×EXPO 2027 での上映」および「SNS 等での拡散」を目的とした動画を制作すること。
- ・既存の「世界バラ会議」「市内のばら園」等のアーカイブ動画素材を有効活用するとともに、ストーリー構築上で不足する箇所については、補作撮影（花材、市内及びGREEN×EXPO 2027 会場周辺等）を組み合わせる編集すること。
- ・動画は、権利関係を全て処理した完全パッケージのデータとして納品すること。なお、完成版動画に加え、将来的な市の広報活動等における二次利用・再編集を見据え、本業務で補作撮影した未編集の映像素材（RAW データ等のアーカイブ）がある場合は、併せて納品すること。
- ・動画は、15 秒（SNS 広告用）、60 秒（汎用）、180 秒（屋内展示ブース内ループ再生用）を制作すること。
- ・多言語対応（英語等）の字幕付与を行うこと。

【提案事項】

- ・動画は、15 秒（SNS 広告用）、60 秒（汎用）、180 秒（屋内展示ブース内ループ再生用）の3種類の制作を基本とし、追加の提案や本数の増減を認める。

(5) メディア・リレーションズ及び機運醸成広報

- ・在京メディアを中心としたメディア露出戦略を策定すること。
- ・ターゲットリストを策定の上、プレスリリースの作成・配信（最低3回以上）及び取材勧奨を行うこと。
- ・本市又はばらのまち福山公式 SNS の運用支援（投稿コンテンツの企画、クリエイティブ制作）を行い、準備段階からのストーリー性を構築すること。

【提案事項】

- ・予算及び発注者の人員体制の制約を考慮し、発注者が主導して無理なく実行可能な実務的広報

展開（例：本市又はばらのまち福山公式 SNS で使い回しやすい投稿用テンプレートの作成、納品される動画素材の効果的な活用手順など）について提案を含めること。（過大・非現実的なイベント等の提案は求めない。）

(6) イベントスペース利用に係る後方支援（ロジスティクス・手配等の調整）

- ・本市が主導して実施するイベントスペースでの催事（2027 年 5 月 8 日～9 日）について、発注者と協議の上、実施に必要な物品を、屋内出展に係る物品の輸送の計画内に盛り込むこと。
- ・また、園芸博協会が指定する推奨事業者からのレンタル品（什器・備品等）の借入について、2027 年度の契約に向けた事前の調整・仮手配等の支援を行うこと。

【提案事項】

- ・屋内展示ブースとの一体感・連続性を創出し、催事の魅力を高める装飾・演出・空間レイアウト等に関し、本業務委託料の範囲内（または 2027 年度参考見積内）で実現可能な提案を含めることができる。（ただし、折りばらワークショップの内容自体に関する提案は不要とする。）

(7) 2027 年度参考見積書の算出

- ・(1)～(6)について、2027 年度に必要な業務内容（現地搬入・施工・生け替え・維持管理・撤去・原状回復等）及びその予算を提出すること。
- ・参考見積書の算出にあたっては、出展期間中（搬入から撤去まで）の事故、展示物の破損、第三者への損害賠償等に備え、必要な損害保険の加入費用も含めて積算すること。

7 成果物

- ・展示造作物一式
- ・映像データ一式
（マスターデータ、各媒体用書き出しデータ、及び補作撮影した未編集素材データ）
- ・実施設計・運営マニュアル（製本版及び電子データ）
- ・仮組み確認・動作テスト報告書（写真付き、部材チェックリスト含む）
- ・2027 年度出展実施に係る参考見積書（ライフタイムコスト算出書）

8 執行体制

- (1) 受注者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。
- (2) 5 に掲げる業務内容を遂行するに当たり十分な人員を配置すること。

9 著作物の利用及び著作権

- (1) 本契約の履行により新たに作成した著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、成果物の検収をもって発注者に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。本著作物等の著作権は発注者に帰属することとする。なお、譲渡の対価は、委託料に含まれるものとする。
- (2) 前号において、受注者から発注者に対して譲渡されない諸権利（受注者又は受注者の従業員、再委託先等が発注者から受託する前に既に保有している諸権利等）については、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者に対して本冊子の作成に必要な範囲で当該発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- (3) 受注者は、本契約の履行により作成した著作物その他知的財産を、園芸博協会が GREEN×EXPO

2027 の広報及び記録のために無償で利用すること、複製して利用すること、又はインターネットを利用して配信することを予め許諾するものとする。

- (4) 受注者が制作した動画、デザイン、造作物等に関して、第三者から著作権等知的財産権の侵害等の主張、異議、損害賠償請求等が提起された場合には、受注者の費用と責任において一切を対処すること。これにより発注者に損害が発生した場合は、受注者がこれを全額補償すること。

10 再委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

12 業務実施上の条件

- (1) 計画・実施については、発注者と十分協議して行い、受注者は、本業務の実施に当たって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、発注者が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。
- (3) 業務の実施に必要な経費や著作権料は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- (4) 業務の実施に当たり、発注者の保有する写真・資料などが必要な場合は可能な範囲で提供する。
- (5) 受注者は、発注者及び園芸博協会が締結した「花・緑出展（屋内出展 短期間出展）参加契約書」の記載内容を遵守するものとする。また、関係法令、本契約、一般規則及び特別規則並びに参加ガイドライン、サステナビリティ戦略、持続可能性に配慮した調達コード、アクセシビリティ・ガイドライン等の諸規則及び園芸博協会がGREEN×EXPO 2027の運営上必要と認める規則や指示に対しても同様とする。
- (6) 実施体制図に変更のある場合は速やかに変更後の体制図を提出すること。また、体制の変更や業務従事者の交代時には、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (7) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (8) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。本項に定める秘密保持義務は、本業務委託終了後も5年間は効力を有するものとする。また、発注者の承諾を得て第三者に業務を委託・請負わせる場合、当該第三者に対しても本条と同等の義務を負わせ、その情報の取り扱いについて受注者が一切の責任を負うものとする。
- (9) 履行期間中の制作・保管・仮組み作業等に係る損害保険（火災・破損・賠償責任等）は、受注者の責任と負担において適切に対応すること。
- (10) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。

13 特記

- ・本業務完了後、本業務の成果物を用いて2027年度（令和9年度）に発注者が出展等を実施する

に際し、受注者は、発注者又は発注者が指定する者が当該成果物を利用・改変することを予め承諾するものとする。

- ・受注者は、本業務の履行期間終了後といえども、2027 年度（令和 9 年度）の GREEN×EXPO 2027 現地における施工・設営・運営に際し、2026 年度（令和 8 年度）の成果物（実施設計図書、造作物等）に起因する契約不適合（設計ミス、造作物の構造的欠陥、データバグ等）が発見された場合は、受注者の費用と責任において、直ちに成果物の修正、補修その他必要な措置を講じなければならない。